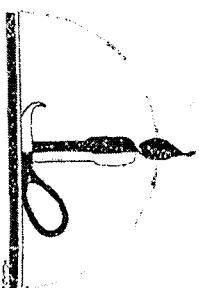


市民主講座



題一

# 『大坂の生業』――元利家と闘う上野が

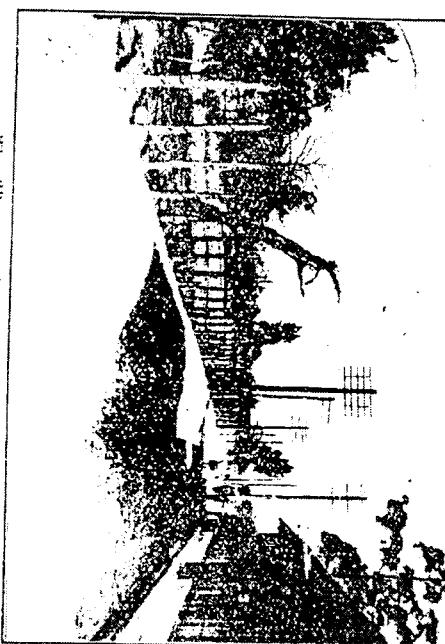
眞田秀吉

# 題一 人も自然も揃つた大阪

人も自然も揃つた大阪

鐵道や自動車の何十分の二の經費で済む、從つて鐵道の代りに運河を引張る方が安上かりで、運河が通すれば、これに添ふて工場が建つた風に商工業の發展を助けられりで、

<p>金額の半額を沿道の間口の長さに、確 定が全市に對して公平に分配されることは 確である。然し此の利 益は六間幅の道路と同一の負担額にて けられ、かた公施設は少く共、其の費用 用に供するものである、本角に構築 場合を生じる事工事費を參照して概算 合には六間幅の道路と同一の負担額にて ある。而して此の利</p>	<p>益が全市に對して公平に分配されることは 確である。然し此の利</p>	<p>益が全市に對して公平に分配されることは 確である。然し此の利</p>	<p>益が全市に對して公平に分配されることは 確である。然し此の利</p>	<p>益が全市に對して公平に分配されることは 確である。然し此の利</p>
<p>りの半額を奥行二十間以内の面積に比 例して割當てる、換言すれば該鋪装工事 は鶴橋で四分之一、即ち合計して二分一を 区より多くする場合に於て或る地 區は其施設によりする利益を他の地 区に比むを得ない、斯の如き場合に於て 被受益者負担制度に據るに非ずんば市全 市の費用を以て或一部者に特別な利 益を與ふることなるのであります。</p>	<p>前市民全體が負担し残りの二分一を 緑沿道者が特に負担して云ふのであり ます。</p>	<p>のに左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>千圓二十間以内の土地所有者——例外 には該工事費の半額を、その道路の兩 側各二十間以内に賦課するものあります、但 後述に賦課するものではありません。</p>	<p>は開口の長さに比例し、即ち此場合 は一間に付金三十圓の割)他の半額二</p>
<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の極めて概要を通じますれば 法の極めて概要を通じます。</p>	<p>の極めて概要を通じます。</p>	<p>の極めて概要を通じます。</p>	<p>は開口の長さに比例し、即ち此場合 は一間に付金三十圓の割)他の半額二</p>
<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>
<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>	<p>の間に左圖の如き延長百間の街路を鋪装し 状其の工事費一萬六千圓を要したもの は假定する、然る時は片側の負担額は四 千圓兩側で八千圓で其の半額は四</p>



道路を鋪装する場合

せられた公共施設は少く共、其團体に興ふるものである、然し從が全市に對して公平に分配されることは稀であつて、多くの場合に地圖は其施設よりする利益を區よりも多くに享く結果に至る。斯の如き場合に於ける者負担制度に據る結果に至るに甚るもを得ない、斯の如き場合に於ける費用を以て或る一部者に特益を與ふること、なるのであり法の極めて概要を述べますれば以下大阪市に於て實施する其の

道路を擴張又は新設する場合

地に質権が設定してある時には質権者、事業着手の時から十

工事に着手した當日現在の土地所有者であるが、但し其の土

据此借據金交納付之者是前述之代理人

卷之三十一

• 2. 1995. 12. 26. 10:00 AM

きは、其の支拂金の一端が免除

双方の道路を鋪装した場合の如

換する土地——例へば角屋敷で

その他編成計の収擴金OT

合必须建立在对社会经济发展的科学分析基础上

金鋪  
木

## 爲に地力者の一派當の貿易の割

間で「この事務所はおまえのやつだ」とか、「おまえ

が賃擔額に就ては矢張り奥行廿

（左）の境界にすらのであります

物が必ずこの時に見えて、之を以て直捕

即日起至2019年1月31日止，凡在本店购买任一商品，即可获赠

諸其他上の地利用を高める也

ざなるのをあります。若し奥古二十間以内に河川、構築、道占

三〇四一

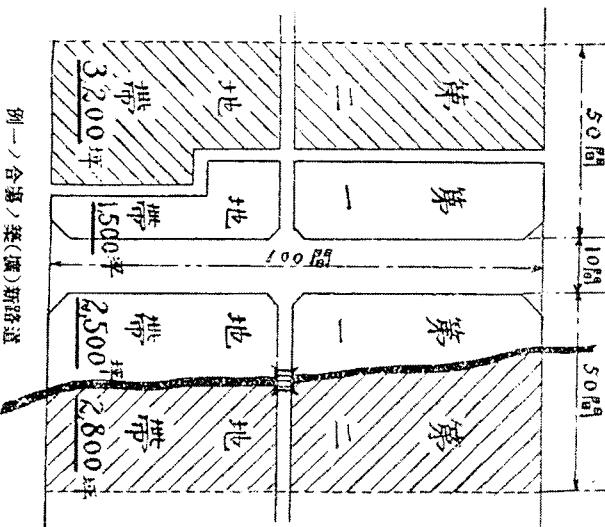
明治文庫

（三）在本行的右端，寫上「印件」二字，並在右側留出一空格，以便註明印件的類別。

三間半面積六十六坪の土地を所有する者の負担額を計算するこ

支拂金額(工事費三三分割)	100,000圓	第一地帶貢捐額(貢捐金額へ七割)	七〇,〇〇〇圓	内、間口貢捐額(上記へ三分割)	三五,〇〇〇	間口一間當(間口延長1100圓)	一七五	面積貢捐額(二分割)	三五,〇〇〇	一年當(四〇〇年割合)	八七五	第二地帶貢捐額(貢捐金額へ三割)	三〇,〇〇〇圓
支拂金額(工事費三三分割)	100,000圓	第一地帶貢捐額(貢捐金額へ七割)	七〇,〇〇〇圓	内、間口貢捐額(上記へ三分割)	三五,〇〇〇	間口一間當(間口延長1100圓)	一七五	面積貢捐額(二分割)	三五,〇〇〇	一年當(四〇〇年割合)	八七五	第二地帶貢捐額(貢捐金額へ三割)	三〇,〇〇〇圓
支拂金額(工事費三三分割)	100,000圓	第一地帶貢捐額(貢捐金額へ七割)	七〇,〇〇〇圓	内、間口貢捐額(上記へ三分割)	三五,〇〇〇	間口一間當(間口延長1100圓)	一七五	面積貢捐額(二分割)	三五,〇〇〇	一年當(四〇〇年割合)	八七五	第二地帶貢捐額(貢捐金額へ三割)	三〇,〇〇〇圓
支拂金額(工事費三三分割)	100,000圓	第一地帶貢捐額(貢捐金額へ七割)	七〇,〇〇〇圓	内、間口貢捐額(上記へ三分割)	三五,〇〇〇	間口一間當(間口延長1100圓)	一七五	面積貢捐額(二分割)	三五,〇〇〇	一年當(四〇〇年割合)	八七五	第二地帶貢捐額(貢捐金額へ三割)	三〇,〇〇〇圓
支拂金額(工事費三三分割)	100,000圓	第一地帶貢捐額(貢捐金額へ七割)	七〇,〇〇〇圓	内、間口貢捐額(上記へ三分割)	三五,〇〇〇	間口一間當(間口延長1100圓)	一七五	面積貢捐額(二分割)	三五,〇〇〇	一年當(四〇〇年割合)	八七五	第二地帶貢捐額(貢捐金額へ三割)	三〇,〇〇〇圓

道路に接する地帶では、道路網の複合構造、その配分されれた網の半分を間口の長さに比例し、他の半分を其面積に比例して賦課し、新道路に間口を持たない地帶に於ては、配分額をその面積に比例して賦課するのである。これを数学を行って



向して此規約の受益者の負擔すべき額は、道路新設の場合  
は工事費の三分の一、擴張の場合は四分の一(擴張された  
道路が舊道路幅の三倍以上になるときは道路新設に看做され

五	一坪當(六〇〇坪±2%)	故に仮りに第一地帶に新道路に面口三向半、面積百坪の土地を有する人の貢増額を計算すると
	面積貢額	$175\text{m} \times 3.6 = 612.00$
	単位	8.75×100=875
	面積貢額	$1.487.50 \text{さかづ}$
	単位	$3.75 \times 100 = 375 \text{さかづ}$
	第一地帶に八十坪の土地を持つてゐる人の貢増額は	四國×80=640 となるのであります
	又第一地帶内で新道路にめぐらせる土地の貢増額も之と同様	8.75×80=680 となるのであります。
	尙ほ價値委員會の制度に依つて工事竣成後の貢増額を算定し	その五分ノ三を以て基本貢増額とする規定があるが、其の基
	本額が上述の賦課方法に依る貢増金額に比し大差ないもので	認めらるゝ時は適用を要せざる旨の規定があつて、實際に於ては其の詳價委員が未だ内務大臣から任命されてゐないのである、其の他納付義務者とか、重複に因る輕減規定等は路面上
	以上は都市計畫法の規定に依る受益者負擔金の賦課方法を詳説したもので、此他大阪市に於て行つてある補助小道路の新設	建築の場合にも、道路法の規定に依つて同じく受益者負担を課

以上は荷物を下ろして車をつかつて、由来受益者負擔制度は相當多額のものに於て現在此制度を採つてゐる都市であるために、往々にして一部者の反対意見又は訴願に依つて漸くその解決を目指してゐるところに我が大阪に於ては本制度實施によるにも依るのであるが、公共に信を示してゐるものであります、之は並らしく、至頗圓満に運用され工作はよく一帶の利便さ繁榮を招致し良は海外の例に見るに、本制度は獨り街市街電車、高運鐵道、上下水道、街寶實施されかも一定の幅員以下の街路に依つて得てゐる有様であります。

市立本庄産院の卷

るため、に、往々にして一部者の反対に遭ふにござりますが、英國において現在此制度を採つてゐる都市中でも一二三の市では訴訟又は訴願に依つて漸くその解決を見たものもあるのである。然るに我々大阪市に於ては本制度實施以來未だ如斯紛争を生じたるところになく、至極圓滿に運用されて他に比類なき見事な成績を示してゐるのであります。之は前述の如き舊い沿革を有するにも依るのであるが、公共心に厚く、

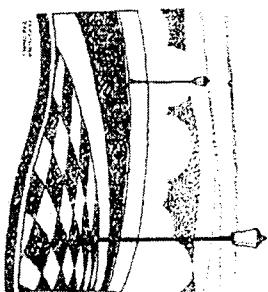
## 自治の念に強い大阪市民の誇り

この制度は、橋の荷物を積載した荷車の通行を禁じた爲に橋の餘り橋上を荷物を積載した荷車の通行を禁じた爲に橋の登場する精神が深く培はれ甚しきに至つては之を尊重するの體質である云ふ觀念が非常に強くなつて、従つて之を斯様な制度をついた結果、その橋は即ち自己の屬する町々を括して橋掛町々の名付た——即ち今日の筑後湖である。

段落ごとに稱して、本掛何制落と講率を低下する、橋の費用を負担する町々を括して橋掛町々の名付た——即ち今日の筑後湖である。

こして貿易権を定め、之を本掛と稱し、之から距たるに従ひに奉を遣へて割掛けに行く。一番その橋を利用する町々へ順々然も橋詰の町はかりでなく、その橋を利用する町々へ順々である。又町橋に關する費用は町々の開口に割付け取る、之は今日の下水道事業に於ける受益者負担金課課の方方法と同一「坪割」に開口割に云ふ制度があつたのであります。例へば下水道の浚渫の如きは、その町内の坪に割當・取立てられて居た。それは町役即ち町々の費用を割付けに附して居た。それで大阪では此の受益者負擔の同様な制度が徳川時代に於ても大阪では此の受益者負擔の同様な制度が附して一定の期間内に分納を許可されることがあります。

考慮し、事情止むを得ず乞詔めらるゝものには所定の條件を之を一時に離出せしむるときは負擔者に苦痛なるものあるを附して定期的に請負金の中に相當額以上るものがある。



### 三 妻子に開門を待つ産婦

北陸崎中町に市立庄原院を訪れたときには、思ふ第一印象であらう。  
来意を告ぐるごとに、合恰好の余田院長は不在。代りに植野医学士  
に案内され、院内を見せてもらふ。先づ通されたのが診察室  
硝子越しに見らる中庭のさ。やがて噴水も梅も紅葉も浴びて  
何にく和かに水ぬるむ感も深くして、もう少し書かねば  
充分になる。聽診器を手にした植野氏がまじりへ語りだして  
たのは次のやうだった。ある。

一開院以來たる内院の内正丸方四月 豊崎三郎助 佐野五百十四  
收容人員は普通常室無料(卅人)、特別室有料(九人計三十九人)  
でそれ以外外来診療が一日四十人を限つてありが、これ等の妊娠婦  
標婦が約一千二三百人はある。これに對して産院側は院長長醫  
員三人、産婆六人、見習産婆十人、事務員二人勤効師一人小  
使、洗濯婦三人並めて二十五人で、開院當初、そく往診に出た  
りした。こゝもあるが今では常に満員で外來四十人に制限した  
ためにこの頃の裏さに来明から門外にたゞんで九時開門を  
待つ身重の婦人が札の奪ひ合ひに時に喧嘩を起すの一幕を  
演ずる程の繁昌ぶりである。」

18